

①給水装置工事の概要及び設計審査について

講義内容（給水装置工事の概要及び設計）

- 1) 給水装置工事の概要
- 2) 給水装置工事の設計審査
- 3) 工事申込に関する事務手続き等

1) 給水装置工事の概要

・水道法・札幌市水道事業給水条例

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は
変更の工事（新設・改造・修繕・撤去）をいう。

・指定給水装置工事事業者

水道事業者が策定した施行基準（給水装置工事
設計施工指針）に基づき、適正な給水装置の
設置と工事の円滑な施工を行う。

（指針P.2～）

給水装置工事の概要及び設計審査について



3

3

1) 給水装置工事の概要

【給水装置工事の流れ】

- | | |
|------------------------------|--|
| ① 工事受注
⇒需要者等から工事施行依頼 | ⑥ 水道事業者の竣工検査
工事完了連絡、検査申込書・
しゅん功図提出 |
| ② 調査、計画立案・設計、
給水装置工事申込書作成 | 検査手数料の納入 |
| ③ 水道事業者の審査、審査手数料等納入 | ⑦ 書類検査・メーター支給 |
| ④ 施工の承認 | ⑧ 現地検査（通水） |
| ⑤ 工事の施工 | ⑨ 引渡し |

給水装置工事の概要及び設計審査について



4

4

2) 給水装置工事の設計審査

(設計審査の必要性)

- 設計審査は、給水装置工事の適正な施工を確保するため、事前に設計図等により、構造・材質や施工方法が、法令及び札幌市の基準に適合していることを確認するために行う。
- 構造材質基準に適合しない給水管、給水用具又は工法によって施行された場合には、安全な水の安定供給が損なわれるおそれや、水質基準に適合しない水が給水管から配水管へと逆流し、公衆衛生上大きな被害が生じるおそれがあります。

給水装置工事の概要及び設計審査について



5

5

2) 給水装置工事の設計審査

【工事申込み・設計審査】

- 給水装置〇〇（兼設計審査）申込書
- 図面
位置図、平面図、平面管路詳細図、立体図
- 水理計算書
使用水量、メーター種別・口径、損失水頭計算
- その他関係書類
所有者変更届、利害関係人同意書、使用開始届等
(指針P.13～)

給水装置工事の概要及び設計審査について



6

6

3) 工事申込みに関する事務手続き

- 中高層建物直結給水の事前協議
- 配水管(配水補助管)布設要望
- 給水装置所有者変更届
- 給水装置台帳／管理図 閲覧・複写



3) 工事申込みに関する事務手続き

- **【中高層建物直結給水の事前協議】**
- 中高層建物に直結加圧給水を実施するには、事前協議が必要
- 中高層建物に直結直圧給水を実施する際には、事前協議が必要になる場合がある（同口径分岐の場合等）
- 直結給水が認められるのは必要な水量、水圧、水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合
- 建築計画における機械室の配置や面積に影響を与えるので、早い段階で事前協議を行う必要がある
- 回答までは3週間程度要する



3) 工事申込みに関する事務手続き

【配水管（配水補助管）等の布設要望】

対象及び主な条件（各種詳細要件の合致が必要）

- 市街化区域内の公道又は私道であって、幅員4.0m以上を有し、技術的に布設可能なもの
 - (1) 公道（市道・法定外道路）
 - ・ 給水要望者及び建築物があること
 - (2) 私道（建築基準法上の道路で幅員4.0m以上のもの）
 - ・ 給水要望者及び建築物が各複数あること
 - ・ 私道の土地所有者全員の使用承諾及び押印
（※建築物は、建築確認があり給水を必要とするもの）

給水装置工事の概要及び設計審査について



9

9

3) 工事申込みに関する事務手続き

・【配水管（配水補助管）等の布設要望】

○布設要望の申請書類

- (1) 公道
 - ・ 水道管布設要望書
 - ・ 位置図及び建築確認済証（写し）
 - ・ 道路台帳図
- (2) 私道
 - ・ 水道管布設要望書
 - ・ 位置図及び建築確認済証など
 - ・ 土地使用承諾書(私道所有者全員の氏名・押印)
 - ・ 土地の登記事項証明書（発行から3か月以内）及び地番図
 - ・ 指定道路台帳図(写し)

(指針P.6)

給水装置工事の概要及び設計審査について



10

10

3) 工事申込みに関する事務手続き

・【給水装置所有者変更届】

○添付資料(いずれか)

登記事項証明書（本書又は複写可）

売買契約書（複写）

印鑑証明書（本書）

※ 登記事項証明書については、登記官名及び印が確認できるもので、発行から3か月以内のもの

（法務局情報提供サービスによる印刷書類は不可）

※ 印鑑証明書については、新旧の各所有者の印鑑証明書が必要
（届出印も印鑑証明書の印を使用）



3) 工事申込みに関する事務手続き

・【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

☆閲覧・複写が可能な者☆

○給水装置台帳

○管理図

・給水装置所有者

・台帳閲覧可能者

・給水装置使用者

・工事関係者

・指定事業者

・宅地建物取引調査員

・委任状を持った者

閲覧時間：平日8：45～16：30まで
（12：15～13：00を除く）



3) 工事申込みに関する事務手続き

・【給水装置台帳／管理図の閲覧・複写】

